

(平成31年3月 教育長決定)

(令和 2年4月 教育長決定)

**学校における働き方改革  
斜里町アクション・プラン  
(改訂版)**

**令和2(2020)年4月**

**斜里町教育委員会**

## ■ はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されています。また、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、教員は様々な教育課題への対応を求められています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、小学校で23.4%、中学校では46.9%の教員（主任教諭・教諭）が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、本町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって働くことができる環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取組の実行が求められています。

これらのことから、斜里町教育委員会（以下「町教委」という。）では、学校現場の業務改善に向けて、平成30年3月に北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が作成した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に準じて、この「学校における働き方改革『斜里町アクション・プラン』」を作成し、実効性ある取組に向け、学校との連携を図ってきたところですが、平成31年1月に文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、3月には「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が示され、さらに、令和2年1月には上記ガイドラインが格上げされて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号、以下「国指針」という。）として文部科学省から告示されたことから、この指針に基づき、斜里町立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を斜里町立学校管理規則において定めるとともに、本プランにおいても教育職員の在校等時間の上限等の設定や教職員の時間外勤務等の縮減に向けた新たな取組を盛り込むなどの見直しを行いました。

## 1. アクション・プランの性格

- (1) 本プランは、国指針4の（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、斜里町立学校管理規則第31条の4に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。
- (2) 本プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定するものです。
- (3) 本プランについては、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 2. 取組の方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や専門性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、北海道、町、さらには家庭・地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取組んでいくことが重要である。

## 3. 教育委員会及び学校の役割

- (1) 町教委の役割
  - ① 町立学校における働き方改革を進めるため、教育職員の在校等時間の上限等について定めます。
  - ② 町立学校における働き方改革を進めるため、学校に対して地域の実情に応じた取組を促すとともに、その取組を支援する。
- (2) 学校の役割
  - ① 学校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら主体的に推進する。
  - ② 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

## 4. アクション・プランの目標

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定します。

なお、取組期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

**教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を  
1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。**

- ※1 「在校等時間」は、7の(2)の①と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、7の(2)の②と同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、7の(2)の②と同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、7の(2)の③に掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

#### 【働き方改革を進めるため、令和4(2022)年度末に目指す指標】

- |   |       |
|---|-------|
| ① 部活動休養日を完全に実施[年間①(平日週1日52日+週末週1日52日)+<br>②学校閉庁日9日(※①と②の重複分を除く)]している部活動の割合… | 100%  |
| ② 変形労働時間制を活用している学校の割合   | …100% |
| ③ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合  | …100% |
| ④ 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合  | …100% |

### 5. 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければなりません。その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、理解と協力を得るためにも、学校における業務改善や教員の働き方改革について、普及啓発に努めるものとします。

### 6. 具体的な取組

各学校は、実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行うものとします。

#### ★action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### (1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ① 町教委は、町立学校に対して、少数人数(35人以下)学級教諭、教育活動支援講師、特別支援教育支援員、適応指導教室支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、コミュニティ・スクール運営に係る地域コーディネーター等の配置を維持継続します。
- ② 道教委の加配教職員制度を積極的に利用し、教職員の増員に努めます。
- ③ 道教委と連携し、スクール・サポート・スタッフ(事務補助職員)を含めた専門スタッフ等の派遣や配置を進めます。

## **(2) ICT化の推進と校務支援システムの活用促進**

・学校ICT化推進に向け、計画的に整備を進めます。

- ① 全教員に1人1台「校務用コンピュータ」を整備しています。
- ② 全学校に導入している「校務支援システム」を有効活用し、教員の事務負担軽減が図られるよう支援します。
- ③ ビジネスプロジェクター、実物投影機、マグネットスクリーン、タブレットパソコン等のICT機器を全学校の普通教室等に整備し、授業の効率化を図っています。
- ④ 全学校に無線LAN(Wi-fi)環境を整備しています。
- ⑤ 国の「GIGAスクール構想」に基づき、今後の児童生徒1人1台端末機導入と、クラウド活用を前提として、令和2(2020)年度末までに、全学校に高速ネットワーク環境と電源キャビネット(端末充電保管庫)の整備を行います。

## **(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり(コミュニティ・スクール)の推進**

・平成29(2017)年度に「知床ウトロ学校」、平成30(2018)年度に「斜里小学校」「朝日小学校」「斜里中学校」に学校運営協議会を設置し、全ての学校にコミュニティ・スクールを導入しており、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進しています。

## **(4) 学校給食費の公会計化による徴収・管理業務の負担軽減**

・平成28(2017)年度から学校給食費を公会計化しています。また、学校給食費の徴収・管理業務(未納者対応を含む。)は、町教委が行っており、教員の業務軽減を図っています。

# **★action2 部活動指導にかかわる負担の軽減**

## **(1) 部活動休養日等の完全実施**

・町教委では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康で、いきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

### **① 部活動休養日の実施**

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設けます。

- ・ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は、少なくとも1日以上を休養日とします。
- ・ 週末又は祝日に、大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- 学校閉庁日は、部活動休養日とします。
- 道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めます。

## ② 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とします。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「斜里町立学校の部活動の在り方に関する方針」によります。

## (2) 部活動指導員の配置等

- ・ 部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、一部の部活動において外部指導者の協力を得ています。
- ・ 今後、全ての部活動において、外部指導者の協力が得られないか検討するとともに、人材の確保・発掘に努めます。また、各種大会や練習試合等への生徒引率も可能となる「部活動指導員」の配置を検討します。

## (3) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 町教委は、一人の教員に過度な負担がかからないよう、学校に対して複数顧問の配置を指導・助言します。

# ★action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

## (1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 町教委は、各学校の管理職や教員に対して、勤務時間を意識した働き方についての啓発を行います。また、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、次の取組を検討します。
  - ① 月2回以上の「定時退勤日」「消灯時間」の設定
  - ② 年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の設定

## **(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進**

- ・学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、各学校における教員の意識改革の促進を図ります。
- ・在校等時間から条例及び規則で定める勤務時間等を減じた時間が1カ月で45時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなど、適切な勤務時間となるよう取組を推進します。

## **(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定**

- ・学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の「学校閉庁日」を設定します。

### **① 設定期間**

- ・8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本としますが、夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可能とします。
- ・教職員の年末年始の休日は学校閉庁日とし、これ以外の冬季休業期間内の勤務日においても設定することができます。
- ・夏季休業期間及び冬季休業期間に合わせて年間9日以上設定します。

### **② 服務上の取扱等**

- ・年休、夏休、振替等とし、休暇取得を強制しません。
- ・出勤も可としますが、この場合は、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要です。
- ・学校閉庁日は、部活動休養日に設定します。

## **(4) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築**

- ・現状の勤務時間の管理については、各学校の管理職の指導の下で、教員による記録により把握していますが、今後は、すでに導入している校務支援システムの勤務記録機能を有効活用し、より精度の高い把握に努めます。
- ・学校においては、この勤務時間記録結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。

## **(5) 留守番電話やメールによる連絡対応等**

- ・保護者への一斉送信メールシステムを活用し、緊急時を含めた連絡体制を構築しています。
- ・定時退勤日の教職員退勤後の緊急的な連絡先を町教委としています。
- ・留守番電話等の対応については、今後の状況を踏まえ設置について検討します。

## **(6) 管理職員のマネジメント研修の実施**

- ・町教委は、学校長会議等を通して、管理職から教員に対して勤務時間を意識した業務のマネジメントを促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を促進します。
- ・学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職員のマネジメントが重要であるため、道教委が主催する各種研修への参加を促し、組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力の向上を図ります。

# **★action4 教育委員会による学校サポート体制の充実**

## **(1) 調査業務等の見直し**

- ・町教委独自の学校への調査等については、必要最小限とし、学校の事務負担の軽減を図っています。また、提出期間を十分確保し、一定期間に調査業務が集中しないよう配慮します。
- ・各種団体等からの学校に対する行事への参加や周知文書等の配布、作品の応募依頼等については、学校現場の負担軽減に向けて、町教委で精査し、各団体等への理解促進に努めます。

## **(2) 勤務時間等の制度改善**

- ・週休日の振替や変形労働時間制度、勤務時間のスライド等の制度については、道立学校に準じて実施しています。

## **(3) メンタルヘルス対策の推進**

- ・学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、平成30（2018）年度に「斜里町立学校職員ストレスチェック実施要領」を策定し、ストレスチェック調査を実施することで、職員自身のストレスへの気づき及び、その対処の支援並びに職場環境の改善を通して、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する取組を推進しています

## **(4) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言**

- ・学習指導要領を踏まえ、標準授業時数が下回らないことを前提として、過剰に大きく上回った授業時数を計画することのないよう教育課程の適切な管理について、教員の働き方改革に十分配慮し、時間外勤務の増加につながらないよう指導・助言します。

## **(5) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築**

- ・生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案等が発生した場合は、

町教委配置のスクールソーシャルワーカーが指導・助言を行うほか、必要に応じて直接保護者や児童生徒への対応を行っています。

- ・また、学校教育に関する専門的な問題への相談等については、同じく町教委配置の指導主事が対応しています。

## (6) 若手教員への支援

- ・若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が業務上の問題や悩みを抱えているような場合は、管理職等が積極的に声掛けを行うなどの支援を行い、若手教員が孤立するようなことのないよう支援します。

## 7. 教育職員の在校等時間の上限について

町立学校の教育職員にあっては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされていますが、正規の時間外に公務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものではないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進めるうえで必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めます。

### (1) 町教委の役割

斜里町立学校の教育職員（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する教育職員）を対象とします。

### (2) 業務を行う時間の上限

#### ① 「勤務時間」の考え方

超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて業務を行う時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるアの時間を加え、イ及びウの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、イについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として校長が外形的に把握する時間。

イ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う、自己研鑽の時間その他業務外の時間

#### ウ 休憩時間

#### ②上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1カ月の合計時間（以下「1カ月時間外在校等時間」という。）は、45時間まで

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）は、360時間まで

#### ③児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は、突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

ア 1カ月時間外在校等時間は、100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間は、720時間まで

ウ 1年のうち1カ月時間外在校等時間が45時間を超える月数は6か月まで

エ 連続する2カ月、3カ月、4カ月、5か月及び6カ月のそれぞれの期間について、各月の1カ月時間外在校等時間の1カ月当たりの平均時間は、80時間まで

#### (3)町教委が行う措置

① 町教委は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測します。

② 町教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。

③ 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するために、次の事項に留意します。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を受けさせる。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保する。

ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を受けさせる。

エ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

オ 心の健康問題についての相談体制を整える。

カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

④ 町教委は、町立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備

等の取組を実施します。

特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

- ⑤ 町教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く、本アクション・プランの周知を図ります。

### (3)留意事項

- ① アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであります。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはなりません。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等へ持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとします。